

配信日時	1/28/2026 12:01:04 AM	送信ID	15820
配信者	神奈川県		
対象サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、旧医療型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援		
対象地域	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		

件名	【神奈川県からのお知らせ】こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの事前取得について（依頼）
本文	<p>神奈川県所在(指定都市・中核市除く)</p> <p>指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関 ご担当者様</p> <p>平素より、本県の障がい福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「法」という。)は、本年12月25日に施行されます。法が施行されると、子供に対する性暴力を防止する観点から、学校や保育所、障害児通所支援事業者等は、こどもと接する業務に従事する者について、法に基づく犯罪事実確認を行い、特定性犯罪前科の有無を確認し、特定性犯罪前科が確認された従事者については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、配置転換等の雇用管理上の措置が求められることとなります。</p> <p>これらの法に基づく、犯罪事実確認などの全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム(仮称)」(以下「システム」という。)を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。</p> <p>つきましては、各施設・事業所を設置・運営する法人の代表者は、下記を御参照の上、速やかに、GビズID(プライム)を取得するよう、お願いします。</p> <p>(URL: https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=3)</p> <p>ご対応よろしく申し上げます。</p> <p>神奈川県 障害サービス課事業支援 G</p>